

府中市立小・中学校外国語活動指導助手（ALT）派遣契約仕様書

1 契約形態 派遣契約

2 派遣労働者が就業する事業所の組織単位 府中市（以下「市」とする。）

3 派遣先（勤務場所） 市が指定する場所及び派遣先の学校長が指定する場所

4 派遣期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 就業日・勤務時間等

(1) 就業日

原則月曜日から土曜日（祝日を除く）で、派遣先が希望する日を調整し、派遣することとする。ただし、学校行事等の都合により、日曜日、祝日を就業日と指定することがある。

(2) 勤務時間

午前8時から午後4時30分の間で各校の実情に応じて7時間45分となるよう勤務時間を設定する。なお、実労働時間は7時間とする。

(3) 休憩時間

45分

(4) その他

派遣先の都合により就業日の変更を行う場合、派遣先は当初就業予定日の3日前（土・日曜、祝日を除く）までに派遣元に通知する。就業日の振替は、派遣先と派遣元の協議により決定する。

6 業務内容

児童・生徒が「生きた英語」に触れる機会を創出し、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、国際感覚の基盤を培うため、外国語指導助手(Assistant Language Teacher)（以下「ALT」という。）として、(1)の業務に従事する。また、それ以外の時間に(2)以降の業務に従事する。

(1) 外国語活動や外国語科（英語）の授業での英会話や異文化理解の指導

(2) 国際理解、異文化理解のための授業や活動への参加、協力

(3) 朝の会、帰りの会、給食時間、掃除時間、休み時間、学校行事、クラブ活動等の授業時間外における児童・生徒との英語による交流

(4) 使用教材の開発・作成の補助、教材準備、教材研究

(5) 問題作成・実施（インタビューテストなど）・採点指導

(6) 業務実施に係る学級担任等との事前打ち合わせ

(7) 校内、市内授業研究、協議会への参加

- (8) 教員への英語指導等に係る助言・研修の実施
- (9) 派遣先が提案した企画等で、派遣元、派遣先の学校管理職及び市との協議により、必要と認められた業務

7 指導対象学年及び年間指導時間数

小・中学校、小・中学校の特別支援学級及びけやき教室の年間指導時間数は、次のとおりとする。ただし、学校内における各学年などへの配置時間の運用については、一定の範囲内で学校長が別に定めることができる。

(1) 小学校

ア 指導対象学年 第3学年～第6学年

イ 年間指導時間数（基本）

第3・4学年：1学級あたり18時間

第5・6学年：1学級あたり45時間

(2) 中学校

ア 指導対象学年 第1学年～第3学年

イ 年間指導時間数（基本時間数）

1学級あたり23時間

(3) 特別支援学級（知的固定）

ア 年間指導時間数

小学校：1学級あたり4時間

中学校：1学級あたり10時間

(4) けやき教室

府中市立教育センターで実施するけやき教室に対して、年間4時間（2時間×2日）の指導を行うこととする。

(5) 学びの多様化学校

府中市立教育センター内の学びの多様化学校に対して、年間48時間（4時間×12日）の指導を行うこととする。

8 配置日数

小学校	2, 148日
中学校	928日
けやき教室	2日（2時間／日）
学びの多様化学校	12日（4時間／日）

※ 小学校、中学校は特別支援学級分を含む

9 人数

- (1) 1校につき、1名のALTを派遣する。
- (2) 業務に支障のない範囲で、1名のALTを複数校に派遣することを妨げない。
- (3) 各派遣先のALTは、派遣期間を通じて同一人であることを原則とする。

10 資格条件

ALTは、次のすべての要件を備えた者とする。

- (1) 日本語で意思の疎通ができ、英語を母国語とする者であり、かつ小・中学校の外

国語活動や外国語科（英語）の授業実施に適切な発音等ができる者

- (2) 小・中学校の外国語活動や外国語科（英語）の趣旨を学習指導要領等により十分理解していること。
- (3) 日本の小・中学生を指導する能力・資質を有する者
- (4) 派遣元で実施する研修等を受けている者
- (5) 毎年、胸部エックス線検査を含む健康診断を受診しており、心身ともに健康状態に問題がなく、派遣期間を通して派遣できる者
- (6) 「6 業務内容」に掲げた業務を、適切かつ迅速に遂行できる能力を有する者
- (7) 本業務の履行に際して必要な査証等を取得し、適法な在留資格・期間を有している者

11 派遣先責任者等

市は派遣先ごとに派遣先責任者を選任する。派遣先責任者は、ALT の派遣就業に関し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下、「労働者派遣法」という。）第41条に定める事項を行う。

- (1) 責任者職名 派遣先の校長
- (2) 指揮命令者職名 派遣先の副校長
- (3) 苦情申出先職名 派遣先の校長

12 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。指揮命令者の指示に従って正確な事務を行う。

13 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別 協定派遣労働者に限定する。

14 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別 無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

15 福利厚生

業務遂行上必要となる設備及び機器（派遣先の職員用ロッカー、机、通信機器等）の利用を認める。その他利用可能な設備及び機器については、派遣先と派遣元の協議により決定する。また、派遣元及び派遣先は、労働安全衛生法の趣旨に沿い、環境保持することに努める。

16 契約形式

総価契約（ALT の通勤・移動に要する交通費も含む）

17 料金の支払い

- (1) ALT の派遣に係る料金（以下「派遣料金」といいます。）の支払いは1か月単位とする。ただし、けやき教室及び学びの多様化教室への派遣に係る料金は実施後個別に支払うこととする。
- (2) 派遣元は、派遣実績を毎月末日で締め、派遣料金を計算し、市の定める手続きに

従い翌月20日（土曜日、日曜日、祝日等市役所の閉庁日にあたる場合は、その直後の開庁日）までに書面をもって市に請求する。

- (3) 前項により市に請求する派遣料金の額は、1か月の総額に100分の10（消費税分）を乗じて得た額とする。なお、各月の総額は、市と派遣元で事前に協議して決定する。また、履行期間中に消費税の税率改定が施行された場合は、施行日以降の総額に変更後の税率を乗じて得た額を請求することとする。
- (4) 派遣料金算定の際に1円未満の端数が生じた時はこれを四捨五入し、派遣料金に消費税を乗じた際に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

18 派遣労働者（ALT）からの苦情への対応

- (1) 苦情の申出は、派遣元においては苦情担当責任者が、派遣先においては指揮命令者が受けるものとする。
- (2) 苦情に対しては、派遣元及び派遣先が連携して、誠意をもって適切かつ迅速に対応するものとする。

19 特記事項

派遣業務を円滑に履行するため、必要な以下の業務を行うこと。

- (1) 市、派遣先、ALTとの連絡調整
- (2) 学校訪問、ALTの業務遂行状況の把握・評価
- (3) 授業を実施するために必要な研修の実施
- (4) ALTに係る派遣先からの要望や苦情等に対する必要な措置
- (5) ALTの勤務管理及び欠勤・遅刻等がある場合の市及び派遣先への事前報告と代替労働者の派遣
- (6) ALTが本事業の目的を理解し、派遣先での規律及び施設管理上の規則等を遵守し、指揮命令権者の指揮命令の下に従事するための適切な措置
- (7) ALTへの指導方法・教材作成等の助言及び支援
- (8) 労働者派遣法に基づく諸手続き
- (9) 学校ごとの就業日程に係る年間計画の作成及び連絡調整
- (10) 月毎の派遣実績報告書の作成
- (11) アクティブイマージョンプログラムの開発及び指導方法を研究するために、弾力的なALTの配置や運用に対応すること。また、小・中学校の外国語活動や外国語科（英語）において、他教科で児童・生徒が学習したことを活用するなどの工夫により学習効果を高める指導方法を開発すること。

20 その他

この仕様書に記載のない項目は契約条項及び本契約に付随する特約条項によることとし、これらに定めのない項目は、市と派遣元が誠意をもって協議するものとする。

令和8年度外国語指導助手派遣先一覧

(小学校22校)

- 1 府中市立府中第一小学校(寿町2-6)
- 2 府中市立府中第二小学校(緑町1-29)
- 3 府中市立府中第三小学校(片町3-5)
- 4 府中市立府中第四小学校(白糸台1-58)
- 5 府中市立府中第五小学校(本宿小1-51)
- 6 府中市立府中第六小学校(天神町4-14)
- 7 府中市立府中第七小学校(北山町2-23)
- 8 府中市立府中第八小学校(是政1-34)
- 9 府中市立府中第九小学校(栄町3-7)
- 10 府中市立府中第十小学校(若松町4-29)
- 11 府中市立武蔵台小学校(武蔵台2-3)
- 12 府中市立住吉小学校(住吉町2-30)
- 13 府中市立新町小学校(新町1-25)
- 14 府中市立本宿小学校(本宿町4-19)
- 15 府中市立白糸台小学校(白糸台2-16)
- 16 府中市立矢崎小学校(矢崎町4-9)
- 17 府中市立若松小学校(若松町3-11)
- 18 府中市立小柳小学校(小柳町3-21)
- 19 府中市立南白糸台小学校(白糸台6-48)
- 20 府中市立四谷小学校(四谷3-2740)
- 21 府中市立南町小学校(南町3-6)
- 22 府中市立日新小学校(日新町5-22)

(中学校11校)

- 1 府中市立府中第一中学校(幸町1-22)
- 2 府中市立府中第二中学校(紅葉丘1-23)
- 3 府中市立府中第三中学校(本町4-16)
- 4 府中市立府中第四中学校(美好町2-13)
- 5 府中市立府中第五中学校(新町2-44)
- 6 府中市立府中第六中学校(押立町1-2)
- 7 府中市立府中第七中学校(武蔵台2-4)
- 8 府中市立府中第八中学校(四谷1-2827)
- 9 府中市立府中第九中学校(小柳小2-49)
- 10 府中市立府中第十中学校(西府町4-21)
- 11 府中市立浅間中学校(浅間町1-1)

(けやき教室、学びの多様化学校)

- 1 府中市立教育センター(清水が丘1-3)

学校・学年別学級数・派遣日数（見込み）

1 小学校

№	学校名	学級数					派遣日数
		第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	特別支援学級	
1	府中第一小学校	5	5	5	5		148
2	府中第二小学校	5	6	5	5	5	158
3	府中第三小学校	4	4	4	4		119
4	府中第四小学校	3	3	3	3	3	92
5	府中第五小学校	4	4	4	4	6	124
6	府中第六小学校	4	3	4	4		115
7	府中第七小学校	3	2	2	2		65
8	府中第八小学校	3	3	3	4		100
9	府中第九小学校	2	3	2	3	4	78
10	府中第十小学校	4	4	4	4		119
11	武蔵台小学校	2	1	2	1		46
12	住吉小学校	2	2	3	2		71
13	新町小学校	2	2	2	2		61
14	本宿小学校	4	3	4	4		115
15	白糸台小学校	3	3	3	3		90
16	矢崎小学校	2	2	3	3		81
17	若松小学校	3	3	3	3		90
18	小柳小学校	3	3	4	3	3	103
19	南白糸台小学校	4	3	3	4		104
20	四谷小学校	4	3	4	4		115
21	南町小学校	2	2	2	3	3	73
22	日新小学校	2	2	3	3		81
合計		70	66	72	73	24	2,148

2 中学校

№	学校名	学級数				派遣日数
		第1学年	第2学年	第3学年	特別支援学級	
1	府中第一中学校	6	6	6	3	104
2	府中第二中学校	7	5	5	5	103
3	府中第三中学校	6	6	5		91
4	府中第四中学校	7	6	6	5	114
5	府中第五中学校	5	5	4		75
6	府中第六中学校	6	5	5		86
7	府中第七中学校	3	2	2		38
8	府中第八中学校	7	7	6		107
9	府中第九中学校	5	3	4		65
10	府中第十中学校	3	4	3		54
11	浅間中学校	6	6	5		91
合計		61	55	51	13	928

3 学びの多様な学校

№	学校名	第1学年	第2学年	第3学年	特別支援学級	派遣日数
1	学びの多様な学校（浅間中学校分教室）	1	1	1		12
合計		1	1	1		12